

【卒業の認定に関する方針】

期待する卒業生像

1. 人間の尊厳を基盤とした人間関係が築ける人
 - 1) 人間をかけがえのない存在として捉え、個々の価値観を尊重できる。
 - 2) 自律性、協調性、思いやりをもち、他者へ寄り添うことができる。
2. 対象がより健康的に生活することをめざし看護を実践できる人
 - 1) その人らしく生きることが健康な状態であると理解できる。
 - 2) 対象の健康状態を身体的、心理的、社会的な視点から捉え、援助できる。
3. 多角的に事象を見つめ、科学的な思考ができる人
 - 1) 多角的な視点で健康レベルや生活の場を捉えることができる。
 - 2) 確かな知識を持ち、科学的根拠に基づいた判断ができる。
4. 自己の行動を振り返り、自ら成長できる人
 - 1) 自己を洞察し、看護師をめざす者として言動に責任を持てる。
 - 2) 向上心をもち、自己研鑽を惜しまず学習できる。
5. 社会のニーズに対応し、幅広い視野を持てる人
 - 1) 進歩する医療や社会の動向に関心を持つことができる。
 - 2) 多職種との協働・連携に必要な基礎的能力を身につける。

[学則抜粋]

第 5 章 卒 業

(卒業の認定)

- 第 17 条 学校長は、第 10 条の規定により所定の単位を修得した者について、単位認定会の議を経て卒業を認定する。
- 2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、卒業を認めることができない。

(卒業)

- 第 18 条 学校長は卒業を認定し、卒業証書(様式第 3 号)を授与する。

(専門士の称号)

- 第 19 条 卒業の認定を受けた者は専門士(医療専門課程)と称することができる。